

京都市告示第 336 号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、農業用水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の農業用水路等の一部を廃止するとともに農業用水路等の終点を変更します。

当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成20年11月7日

京都市長 門川 大作

(農業用水路等)

整理番号	路線名	起 終	点 点
1	大原水0674号	左京区大原大長瀬町107番地地先 左京区大原大長瀬町393番地地先	

(一部廃止水路)

整理番号	路線名	廃止する起 点	廃止する終 点
1	大原水0098号	左京区大原大長瀬町113番地地先 左京区大原大長瀬町107番地地先	

(終点を変更する水路)

整理番号	路線名	起 変 更 後 の 終 点	点
1	大原水0098号	左京区大原大長瀬町112番地地先 左京区大原大長瀬町113番地地先	

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)